

SECとCFTCとの関係について

2000年商品先物現代化法により個別株先物、構成銘柄数の少ない(ナローベース)証券指数先物取引等については、SECとCFTCの共管とされ、共管部分における法務執行に関しては調査を行う際に協議がなされることとなっている。

法務執行部のスタッフ数はSECが約1000人(全体約4000人)、CFTCが約150人(全体約500人)。

SECとCFTCの両方に登録している業者については、共同で調査が行われる。一方、CFTCにのみ登録している業者については、CFTCが主導権をもち、SECにのみ登録している業者はSECが調査の主導権をもつこととなる。また、取引される市場が証券取引所の場合にはSEC、商品先物取引所の場合にはCFTCが主導権をもって調査がなされる。

CFTCのスタッフによると、新たに規制対象となった個別株式及びナローベースの証券指数先物及びオプションについての調査事例はないとのこと。

【SECとCFTCとの関係】

		SEC	CFTC
株式			×
商品先物		×	
先物	個別株式	共管	共管
	指数	ブロードベース	×
		ナローベース	共管
OP	個別株式		×
	指数	ブロードベース	×
		ナローベース	共管